

<研究ノート>強度行動障害を有する人に対する障害
福祉サービスの課題：
A県における質問紙調査結果より

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 相馬, 大祐 メールアドレス: 所属:
URL	https://fpu.repo.nii.ac.jp/records/281

[研究ノート]

強度行動障害を有する人に対する障害福祉サービスの課題

—A県における質問紙調査結果より—

相馬 大祐

I はじめに

社会福祉基礎構造改革以降、障害児者に対する社会福祉のサービスは、制度的な変遷がいくつかありながらも、サービス種、サービス利用者数ともに増加傾向にある¹。このように障害福祉施策が拡大していく一方で、障害福祉施策の課題として、強度行動障害を有する者（以下、強度行動障害者）に対する関心が高まっている。この点について、2022年6月に示された社会保障審議会障害者部会による『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し～社会保障審議会障害者部会 報告書～』では、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の支援体制の整備が課題となっている」と指摘されている（厚生労働省2022a:10）。この指摘を受け、厚生労働省は2022年10月より「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を開催し、2022年度内に論点整理、報告書の作成を行うスケジュールが示された（厚生労働省2022b）。これらの国の動きは強度行動障害者に対する関心の高まりの証左と言えよう。

このように関心が高まる中、強度行動障害者支援の課題として、志賀は障害福祉サービス事業所の立場においては標準的な支援を提供できる事業所の拡大、市町村と都道府県の立場においては、地域の実情に合った現実的な施策の立案と実行、国の立場においては、ライフステージで切れ目のない施策の3点に整理している（志賀2019）。すなわち、国の動向を見守るだけでなく、各都道府県や市町村、障害福祉サービス事業所における取り組みが重要になると言える。

そこで、本研究ではA県の地域の実情に合った現実的な施策の立案のための基礎資料を得るため、強度行動障害者の実態把握を研究目的とした。具体的には、障害福祉サービス事業所を対象にした調査を実施し、障害福祉サービスを利用している者の内、強度行動障害者数の把握と強度行動障害者が利用する際の課題および強度行動障害者の生活の質が向上する有効策について把握することを目的とした。

受付日 2022.11.01

受理日 2022.12.22

所属 福井県立大学看護福祉学部

なお、本研究における強度行動障害者とは、重度障害者等包括支援のⅢ類型に該当する者（行動関連項目10点以上ⁱⁱ⁾）及び強度行動障害児支援加算に該当する者と定義した。

Ⅱ. 研究方法

1. 調査方法

A県の障害福祉サービス事業所を対象に質問紙調査を実施した。対象はA県内の生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、施設入所支援を実施している437事業所としたⁱⁱⁱ⁾。A県障害福祉担当部署の協力のもと、担当部署より障害福祉サービス事業所へ電子メールにて調査票を送付した。回答にあたっては、研究者のアドレスを調査票及び電子メール本文に記載し、研究者への回答を依頼した。調査は2021年12月1日から12月20日にかけて実施し、回収率は30.7%（134事業所）であった。

2. 倫理的配慮

本研究は福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：第20210009号）。研究の参加は自由であること、収集した情報の取り扱い、研究結果の公表については回答者の氏名、機関名、地域名といった個人が特定される情報は記号化する等の配慮をするといった説明文章と一緒に送付し、調査の回答をもって同意とした。

3. 研究の実施体制

本研究を実施するにあたり、A県内の実践者及びA県職員で構成する研究会を設置し、調査票の開発、調査方法等の検討を行った。また調査結果、特に自由記述については回答事業所等が分からない形で研究会のメンバーと一緒に分析した。

Ⅲ. 結果

1. 回答のあった事業所の特徴

(1) 事業種別

回答のあった事業種別としては生活介護、共同生活援助が最も多く、児童発達支援事業が最も少なかった。

(2) 利用者の主な障害種別

利用者の主な障害種別は知的障害が最も多い傾向にあった。

表1 事業所種別 (n=134)

	回答数	%
生活介護	32	23.9%
就労継続支援B型	24	17.9%
共同生活援助	32	23.9%
児童発達支援事業	6	4.5%
放課後等デイサービス	21	15.7%
施設入所支援	19	14.2%

表2 利用者の主な障害種別 (n=134)

	回答数	%
身体障害	52	38.8%
知的障害	114	85.1%
精神障害	43	32.1%
その他	22	16.4%

表3 強度行動障害者の利用の有無 (n=134)

	回答数	%
利用あり	71	53.0%
利用なし	60	44.8%
無回答	3	2.2%

表4 強度行動障害者の利用人数の内訳 (n=71)

	回答数	%
1～5人	35	49.3%
6～9人	11	15.5%
10～19人	12	16.9%
20～29人	4	5.6%
30人以上	4	5.6%
無回答	5	7.0%

2. 強度行動障害者の利用状況

(1) 強度行動障害者の利用の有無

回答事業所の内、強度行動障害者の利用があると回答した事業所は53.0%にのぼった。

(2) 強度行動障害者の利用人数の内訳

利用ありと回答した71事業所の中で、利用人数が最も多いのは1～5人であった。利用人数の最頻値は1人であった。一方、平均値は9.5人、中央値は4人であった。これは最大利用人数74人の事業所の存在が大きいと言える。また回答のあった事業所を利用している強度行動障害者は合計で627人であることが確認された。次に利用ありと回答した事業所の状況について確認したい。

(3) 強度行動障害者の利用あり事業所の特徴

強度行動障害者の利用ありの事業所の特徴として、事業種別を確認すると、生活介護において利用ありと解答した事業所が最も多く90.6%、次いで施設入所支援の84.2%、放課後等デイサービスの66.7%という傾向にあった(図1)。一方、就労継続支援B型は2事業所(8.3%)の利用にとどまっており、事業種別による偏りがうかがえた。

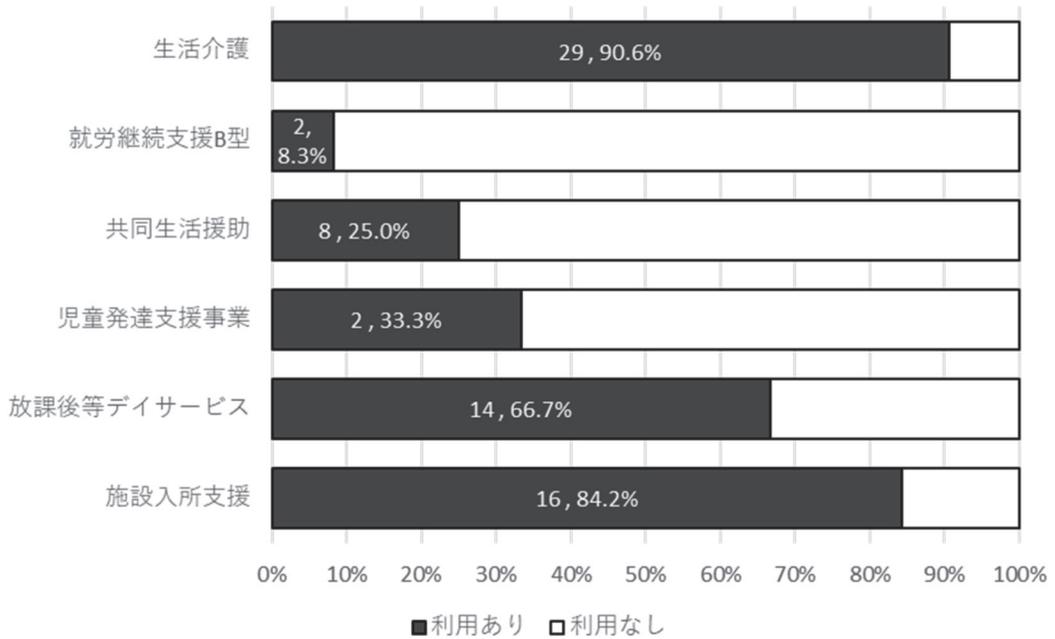


図 1 事業種別ごとの強度行動障害者の利用あり事業所の内訳

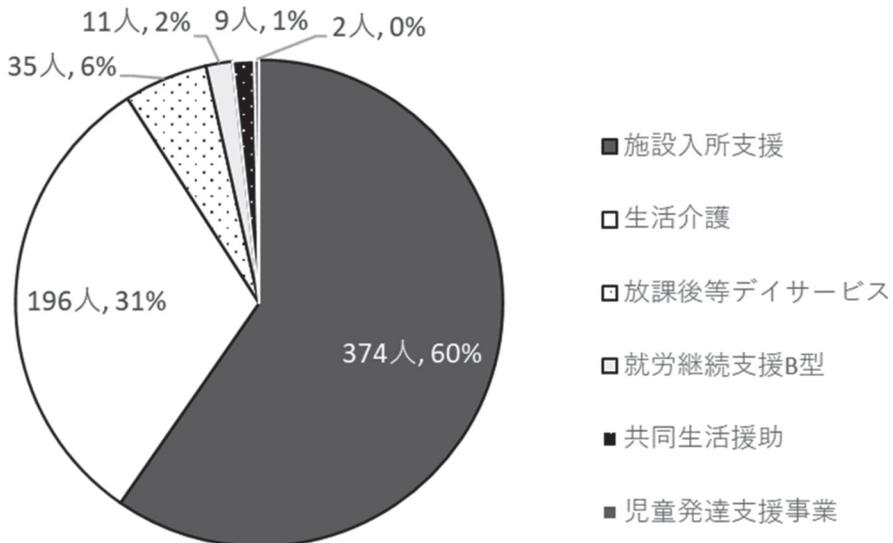


図 2 事業種別ごとの利用している強度行動障害者の合計人数の内訳

強度行動障害者の利用人数について、1事業所あたりの最大人数をみると、施設入所支援が最も多く74人、次いで生活介護の24人という結果であった。また、事業種別ごとの利用人数を合計すると、図2のとおり、施設入所支援が59.6%、生活介護が31.3%と2つの事業を合わせて9割を超えることが明らかになった。

3. 強度行動障害者を対応する際の課題

強度行動障害者を対応する際の課題に関する自由記述の内容をまとめた。課題に関する自由記述は62事業所から回答を得た。回答のあった事業所全てが強度行動障害者の利用があると回答している事業所であった。分析にあたって、先述した研究会メンバーにて回答事業所が分からない形で回答内容を共有し、まず直接的支援と間接的支援の2つのカテゴリに大きく分類した。その後、メンバー間で協議しながら、共通する回答内容を確認し、共通するものをグループとしてまとめた(表5)。その結果、直接的支援については、こだわりやパニックへの対応への苦慮や他の利用者への他害、施設整備の破損、自傷等への対応への苦慮として、「強度行動障害者の障害特性に関する課題」があげられた。次に、上記の課題への対応として、「個別対応の必要性」が確認された。しかしながら、障害福祉サービス事業所においては「全体的な人材不足」によって、個別対応がままならない現状についての記載もあった。また「強度行動障害者の障害特性に関する課題」に対して支援するためにはアセスメント等を含めた支援技術の習得が不可欠と言えるが、「支援技術の不足」や「アセスメントに時間がかかる」といった

表5 強度行動障害者を対応する際の課題

直接的支援に関する課題	強度行動障害者の障害特性に関する課題
	個別対応の必要性
	全体的な人材不足
	支援技術の不足
	アセスメントに時間がかかる
	職員の精神的負担
間接的支援に関する課題	資金の必要性
	建物の改修等の必要性
	関係機関との連携
	家族との連携
	利用できる障害福祉サービス事業所の枯渇

課題や、「職員の精神的負担」といった課題を指摘する事業所もあった。

一方、間接的支援としては、「資金の必要性」「建物の改修等の必要性」を課題とする事業所が確認された。「資金の必要性」とは建物の破損や改築に関する資金がかかるということであった。「建物の改修等の必要性」とは、現時点の建物が強度行動障害者が落ち着いて生活できる構造ではないため、改修等には資金が必要であるといった回答であった。また「関係機関との連携」では、医療機関や教育機関等との連携において、関係機関の理解、業務の負担や対応の統一等について課題を感じている事業所があった。さらに「家族との連携」においても家族の理解や対応の統一等に苦慮している事業所が確認できた。

最後に、「生活介護がいくつあっても足りない」「入所施設への待機をしているが、入所できない」といった回答があり、「利用できる障害福祉サービス事業所の枯渇」といった状況も確認された。

4. 強度行動障害者の生活の質が向上する有効策

次に、強度行動障害者の生活の質が向上する有効策に関する自由記述の内容を分析した。有効策に関する自由記述は116事業所から回答を得た。分析方法は、先述した強度行動障害者に対応する際の課題と同様な手法で研究会のメンバーにて実施した。結果として、まずは直接的支援に関する課題への対応策として、「支援技術の向上」「事業所間の連携」「人員の整備」「職員の処遇改善」があげられた。「支援技術の向上」は「強度行動障害の障害特性に関する課題」

表6 強度行動障害者に対応する際の課題と強度行動障害者の生活の質が向上する有効策

	対応する際の課題	生活の質が向上する有効策
直接的支援に関する課題	強度行動障害者の障害特性に関する課題	支援技術の向上
	支援技術の不足	事業所間の連携
	アセスメントに時間がかかる	
	個別対応の必要性	人員の整備
	全体的な人材不足	職員の処遇改善
間接的支援に関する課題	職員の精神的負担	
	資金の必要性	施設環境の整備に関する支援
	建物の改修等の必要性	
	関係機関との連携	幼児期からの支援
	家族との連携	家族への支援
	利用できる障害福祉サービス事業所の枯渇	利用できる社会資源の充実

「支援技術の不足」「アセスメントに時間がかかる」といった課題への対応と考えられる。「事業所間の連携」については、「支援技術の向上」は事業所単位では困難であることから、スーパーバイズ等を受けることのできる体制構築に関する回答内容が多い傾向にあった。また、「人員の整備」「職員の処遇改善」は、「個別対応の必要性」「全体的な人材不足」「職員の精神的負担」といった課題への対応策として考えられる。

次に関節的支援に関する課題への対応としては、「施設環境の整備に関する支援」「家族への支援」「幼児期からの支援」「利用できる社会資源の充実」があげられた。「施設環境の整備に関する支援」は「資金の必要性」「建物の改修等の必要性」への対応策と考えられる。次いで、「家族への支援」は「家族との連携」の対応と考えられ、強度行動障害者に対応する家族への直接的支援だけでなく、家族に対して強度行動障害に関する知識や薬や医療の知識を獲得する機会の提供等もあげられた。「幼児期からの支援」は「関係機関との連携」の特に教育機関との連携に特化したものと考えられる。最後に「利用できる社会資源の充実」については、「利用できる障害福祉サービス事業所の枯渇」に対応すると考えられるが、障害福祉サービスに限定せず、インフォーマルな資源、例えば余暇の資源や地域住民の理解といったことも指摘されていた。

以上の結果から、強度行動障害者を対応する際の課題と強度行動障害者の生活の質が向上する有効策の対応した表を作成した（表6）。

IV. 考察

1. 強度行動障害者数の把握

本研究の結果から、障害福祉サービス事業所を利用している強度行動障害者627人を捕捉することができた。いくつかの都道府県では、先行して強度行動障害者数や状態像の把握が試みられている^{iv}。例えば、神奈川県では2017年に市町村及び児童相談所へ本研究と同様の定義で強度行動障害者数の把握を試みて、1,310人と公表している（神奈川県2018）。調査時点の人口10万人あたりでは37人と計算できる。このほかに2021年に本研究と同様の定義で調査した北九州市では865人、人口10万人あたり92人という結果であった（北九州市2021）。本調査の結果は627人、人口10万人あたり82人という結果であり、これらの先行研究の結果を踏まえると、本研究は強度行動障害者を支援する事業所から多くの回答を得られ、ある程度の数の補足ができたと考えられる。

一方、障害福祉サービス事業所を利用していない強度行動障害者については把握することができておらず、本研究の課題とすることができる。

2. A県における強度行動障害者への対応の課題

先述したとおり、本研究は回収率3割程度ではあったが、強度行動障害者を支援する事業所

から多くの回答を得られたと考えることができる。それでは、A県の強度行動障害者への対応の課題とはどのようなものであろうか。先述した自由記述の分析においては、強度行動障害者の対応をしている事業所が考える課題を表5のようにまとめることができた。一方、全国の強度行動障害者に対応している8事業所を対象としたインタビュー調査では、事業所における支援の困難さについて、①人員体制が不十分、②精神的負担、③事業所の専門性が不十分、④環境設定の難しさ、⑤事務作業の負担、⑥連携の難しさ、⑦経費の負担の7つに分類、整理している（PwCコンサルティング合同会社2022）。本研究の結果と比較しても、ほぼ同様の結果とすることができる。しかし、「利用できる障害福祉サービス事業所の枯渇」といった点は指摘されていない。また、強度行動障害者の障害特性そのものを課題として捉えている項目も確認できなかった。この要因として、A県の調査は強度行動障害者の利用が1人の事業所が多かったのに対し、先に紹介した全国のインタビュー調査は先駆的に強度行動障害者に対応している8事業所を対象としている点が相違するためと考えられる。

それでは、先駆的な取り組みを行っている事業所のある地域はどのような特徴があるのでしょうか。全日本自閉症支援者協会は全国9か所の都道府県・政令指定都市の取り組みを4つの視点で整理している（一般社団法人全日本自閉症支援者協会2022）。4つの視点とは、①強度行動障害者支援に積極的な法人・事業所主導の取り組み、②事業所団体・当事者団体の役割、③都道府県・政令市主導の取り組み、④地方自治体と事業所関係者等の利的協力関係（コラボレーション）であり、以下、それぞれの取り組みを確認し、A県の取り組むべき内容を考えたい。

まず①強度行動障害者支援に積極的な法人・事業所主導の取り組みとしては、強度行動障害者の受け入れにとどまらず、地域の人材育成の費用を法人・事業所で負担している取り組みが紹介されている。②事業所団体・当事者団体の役割としては、全国手をつなぐ育成会連合会や日本自閉症協会といった親の会の運動が、強度行動障害者の施策を講じるきっかけになっていること、人材育成の研修等への協力を行っていることがあげられている。事業所団体の役割としては、体制整備事業や研修事業の実施の中核的な位置づけになっていることが指摘されている。③都道府県・政令市主導の取り組みとしては、行政直営の施設の運営の見直しを強度行動障害者の施策実施の契機とされていること、地域生活を前提とした拠点や検討の場を設置していることが指摘されている。この検討の場における内容は、多岐にわたり、報告書では「少なくとも強度行動障害者養成研修の実施結果のフォロー、施設や地域で生活している強度行動障害者の生活実態の把握、地域の支援力ならびに人的なネットワークを活用した強度行動障害者支援のあり方を検討する」ことは必須であると指摘している（一般社団法人全日本自閉症支援者協会2022:46）。④地方自治体と事業所関係者等の利的協力関係（コラボレーション）とは、今まで紹介した取り組みについて、法人・事業所、事業所団体・当事者団体、都道府県・政令市がそれぞれ単独で実施するのではなく、お互いが協力することが重要であるとしている。

以上の指摘を参考にすると、A県における強度行動障害者への対応の課題については、障害福祉サービス事業所だけで解決することは困難であり、まずは都道府県行政が主催する検討の場を設置することが必要である。その中で、法人・事業所、事業所団体・当事者団体、都道府県が行っている取り組みや課題を共有することが喫緊の課題と言えよう。また、先述したように、強度行動障害者の課題として、強度行動障害者の障害特性そのものが課題として示されたが、これは支援技術や支援経験の不足が根底にあると推測される。そこで、次に支援技術の向上に向けた取り組みについて考察する。

3. 支援技術の向上に向けた取り組み

A県における強度行動障害者への対応の課題では、「支援技術の不足」が確認され、その対応策として、研修等での「支援技術の向上」やスーパーバイズを受けることが可能な「事業所間の連携」が確認された。厚生労働省が設置した「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」においても、人材育成は検討事項としてあげられている（厚生労働省2022b）。具体的には、①十分な専門性を持って日常的な支援を担う「中核的人材」、高度な専門性を持って困難事例等に対する助言ができる「指導的人材」の育成、②「中核的な人材」に対する「指導的人材」の支援体制の在り方、地域の中での配置、ネットワークの構築の2点にまとめられている。

この点について、他の報告書では、外部の「指導的人材」の助言を活かすためには、事業所内部の「中核的人材」が中心となり、助言を実施できる体制作りをサポートしていることが指摘されている（一般社団法人全日本自閉症支援者協会2021）。そのため、「中核的人材」の養成が重要になる。

各都道府県では強度行動障害支援者養成研修基礎研修及び実践研修を実施しているが、それに加えた「中核的人材」の養成研修実施のため、モデル研修が実施されている（一般社団法人全日本自閉症支援者協会2022）。このモデル研修では、共通の演習モデルにおける学びと各現場の実際の利用者の検討からの学びの2つの方法から学ぶことのできる構造となっている。すなわちOff-JTとOJTの双方からの学びが提供される。モデル研修は全9回の研修であり、演習モデルにおける学びが3回、各現場の検討が5回、実践報告会が1回という構成であった。このような経験学習モデルに基づく実践的な学びを提供することが支援技術の向上につながり、最終的にはA県における資源の枯渇を防ぐ方法になると考えられる。

V. おわりに

本研究ではA県の地域の実情に合った現実的な施策の立案のための基礎資料を得るため、強度行動障害者の実態把握を研究目的とした。結果として、多くの強度行動障害者を支援する事

業所からの回答を得ることができ、課題や課題への対応策について検討することができた。全国的に先駆的な取り組みを行っている地域等と比較した場合、A県においては都道府県が検討の場を設置すること、また「中核的人材」の養成が喫緊の課題であることを考察した。一方、障害福祉サービスを利用できない強度行動障害者の存在も指摘されており（PwCコンサルティング合同会社2022）、その対応の検討は今後の課題と言える。

本研究は調査方法の検討段階から、A県内の実践者及び行政職員で構成する研究会により実施した。研究会のメンバーは以下のとおりである。伊原豊志、内田奈穂美、馬田知武、大角嘉伸、岡崎ゆかり、奥谷朋子、北山知春、芝康弘、野村昌宏、蜂谷美幸、濱瀬享也、村田早紀、吉村宜利子、吉村亮佑、渡辺浩基（敬称略・五十音順）。

なお、本研究は福井県立大学看護福祉学部内競争資金を得て実施したものである。

謝辞

コロナ禍において業務多忙な時期にも関わらず、本研究の調査にご回答いただきました事業所の方々、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に少し長くなりますが、本研究の端緒となる方への感謝を申し上げたいと思います。本研究の端緒は故辻一憲氏の2020年の来学とすることができます。辻氏はA県内の障害者支援施設を周り、また家族から話を聞き、強度行動障害者への支援について何か県でできることはないかと考えられ、本学へ来学されました。その際、他の都道府県では実態調査を実施しているという話しから、2021年度に本研究を実施することになりました。辻氏と会うことがなかったら、本研究は実施していなかったと言えます。倫理審査を受け、ようやく実施という段階で辻氏のご訃報を耳にして、生前に報告できなかったことは、私のとても心残りになりました。このような形でまとめることができたこと、何より研究を実施する上で県内の実践者と行政職員が合同で研究会を開催できたことは辻氏との出会い、また辻氏の強度行動障害者の方の生活の質を向上したいという熱い思いがあったからと考えます。辻氏への感謝と哀悼の意を結びの言葉としたいと思います。ありがとうございました。

注

- i 2006年に施行された障害者自立支援法と現行の障害者総合支援法と比較すると、新たなサービス種としては同行援護、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援があげられる。2017年10月のサービス利用者数は110万人に対し、2021年10月のサービス利用者数は137万人とされている（厚生労働省2022c）。また、2007年度予算は5,380億円であったが、2020年度予算は16,347億円と増加傾向にある（厚生労働省2022c）。
- ii 行動関連項目とはコミュニケーション、説明の理解、大声・奇声を出す、異食行動、多動・行動停止、不安定な行動、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為、不適切な行為、突発的な行動、過食・反すう、

てんかんを指すもので、それぞれ0点、1点、2点で各項目を評価して、10点以上の者を本研究では強度行動障害者とした。児童の場合は強度行動障害児支援加算に該当する者とした。

- iii 生活介護については通所者のみの回答とし、施設入所支援と一体的に運営している生活介護は回答が重複するため対象外とした。また、複数の事業を実施している事業所は事業ごとの回答を依頼した。
- iv 本稿で紹介した神奈川県、北九州市の他に、大阪府、岐阜県、熊本県、鳥根県等が実施している。また国は昨年度の研究事業の結果として、障害支援区分調査を受けた267,569人の約15%が行動関連項目の合計が10点以上であったと報告している（PwCコンサルティング合同会社2022）。

引用・参考文献

- 岐阜県（2015）『平成26年度岐阜県強度行動障がい支援研究会報告書』
- 一般社団法人全日本自閉症支援者協会（2020）『強度行動障害児者に携わる者に対する体系的な支援スキルの向上及びスーパーバイズ等に関する研究報告書』令和元年度障害者総合福祉推進事業。
- 一般社団法人全日本自閉症支援者協会（2021）『強度行動障害者に対する、コンサルテーションの効果と、指導の人材養成に関する研究報告書』令和2年度障害者総合福祉推進事業。
- 一般社団法人全日本自閉症支援者協会（2022）『強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究報告書』令和3年度障害者総合福祉推進事業
- 神奈川県（2018）『平成29年度強度行動障害実態調査の結果について』
- 北九州市（2021）「強度行動障害に係るデータ分析結果について（概要）」『北九州市発達障害者支援地域協議会・専門部会第二部会・強度行動障害支援検討部会（第二回）資料』
- 厚生労働省（2022a）『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～』
- 厚生労働省（2022b）「主な検討事項（案）」『第1回強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会資料』
- 厚生労働省（2022c）「障害福祉分野の最近の動向」『第25回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料』
- 熊本県（2014）『強度行動障がい児者の実態調査報告書』
- 大阪府（2015）『強度行動障がい児者実態調査（障がい者）結果概要』
- PwCコンサルティング合同会社（2022）『強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究事業法高所』令和3年度障害者総合福祉推進事業。
- 志賀利一（2019）「強度行動障害者支援の到達点と今後の課題：特集にあたり」『発達障害研究』第41巻第2号，103-113。
- 鳥根県（2019）『強度行動障がい（児）者実態調査報告書』

